

平成27年度

# 冬期雪害対策マニュアル

市民生活部 危機管理室

# 冬期雪害対策マニュアル

平成27年 12月 1日  
市民生活部危機管理室作成

(目的) 冬期間における降雪により交通が遮断され、通勤や通学、物資の輸送等本市の市民生活に大きな影響を及ぼすことから、室蘭气象台、北海道開発局、室蘭建設管理部等関係機関との連携を図り、大雪に関する気象状況や道路状況・交通機関の運行状況等を市民へ情報提供するとともに、降雪による交通障害等の危機事態を最小限に抑えるために庁内関係部局が連携協力して、市道の除雪、通学路の確保、通学通勤手段である路線バス等の運行確保など、市民生活の安全安心のための対策・対応を円滑に行うことを目的とする。

(雪害対策等体制) 雪害については、苫小牧市地域防災計画風水害等対策編第3章災害応急対策編に規定している災害応急体制を基に災害本部体制を確立し対策を実施することになるが、このマニュアルにおいては、災害発生前の警戒体制の初動対応行動についても体制を構築し、雪害発生に備えることとする。

(雪害対策等関係担当部連絡会議) 毎年12月1日に別紙、関係担当部局の担当者による対応対策連絡会議を開催し、情報連絡体制の確認及び雪害警戒体制並びに降雪期の対策対応実施内容についての情報共有と被害状況等の報告体制等について協議検討するとともに、以後の雪害対策等体制の整備促進を図る。

なお、雪害対策等関係担当部連絡会議(以下、雪害対策連絡会議とする)は12月1日から3月31日まで設置し、都市建設部次長もしくは各部の要請により必要の都度開催する。また、設置期間終了後にも開催し、マニュアルの見直しを行う。

## 【雪害対策連絡会議】

議長	都市建設部次長
各部委員	都市建設部道路維持課長、副主幹 総合政策部まちづくり推進課 交通政策主幹 消防本部警防課長 教育部総務企画課長 総合政策部秘書広報課長 総務部総務課長
事務局	市民生活部危機管理室主幹 都市建設部総務課長

- 雪害対策連絡会議は、会議議長を都市建設部次長とし、構成部局として都市建設部総務課・道路維持課、総合政策部まちづくり推進課、消防本部警防課、教育部総務企画課、総合政策部秘書広報課、総務部総務課、市民生活部危機管理室とし、事務局を市民生活部危機管理室、都市建設部総務課に置く。

**(雪害対策等体制)** 風雪、大雪注意報継続中に道路維持課長と危機管理室主幹の情報交換で暴風雪等による異常降雪等の警戒が必要と判断される場合又は、警報へ切替った場合は次の基準による対応・対策で雪害の防止に努める。

**(配備体制の基準と対応)** 暴風雪等による異常降雪等の恐れがある場合や警報が発表された場合は、雪害対策連絡会議を招集し、都市建設部及び市民生活部危機管理室で交通機関の運行状況の確認、小中学校の登下校及び臨時休校等の対応の確認、市民に対する広報情報の収集発表等の必要な措置を協議し市民生活の安全のための対応を行う。

◎**注意配備** 風雪、大雪注意報の段階で、暴風雪等による異常降雪等の警戒が必要と判断される場合は危機管理室で各部連絡体制とする。

平日常体制

各部連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理室連絡員は、気象情報を関係各部にメール・FAX等で提供配布する。</li> <li>● 関係各部の判断により気象情報等の入手のため、各部連絡員をそれぞれ配置する。(メールは各部組織宛てとし、FAXは連絡会議連絡網一覧表の番号とする)</li> <li>● 各部の注意配備状況は危機管理室に報告する。</li> </ul>
--------	---

休日及び夜間体制

各部連絡体制	<p>(危機管理室連絡員配備)</p> <p>○危機管理室体制 2名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理室連絡員は、気象情報を各部連絡員へ電話連絡する。</li> <li>● 関係各部の判断により気象情報等の入手のため、各部連絡員をそれぞれ配置する。</li> <li>● 各部の注意配備状況は危機管理室に報告する。</li> </ul>
--------	---

○**注意配備における各部対応**

①気象情報の提供 (危機管理室)

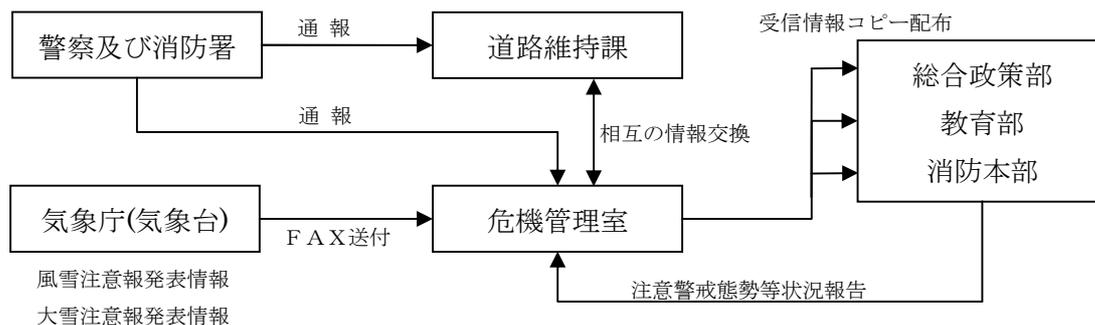
室蘭气象台又は札幌管区气象台からの気象情報を遅滞なく迅速に関係各部へ配布する。

②除雪体制の準備及び道路積雪状況パトロール (都市建設部、消防本部)

③交通機関運行計画及び運行体制の確認と対応 (総合政策部)

④各部初期体制確立状況の確認把握 (危機管理室)

## ※ 連絡体制の確認（緊急情報連絡網）



◎警戒配備 室蘭地方气象台（又は札幌管区气象台）から暴風雪、大雪等の警報が発表されたとき、また、警報に至らない場合でも暴風雪等による異常降雪等の恐れがあると道路維持課が判断された場合、危機管理室主幹へ会議招集の要請を行い、要請を受けた危機管理室主幹から各部の順位1位者に連絡し、会議を招集する。

雪害対策連絡会議招集	<p>(危機管理室連絡員配備)</p> <p>○危機管理室 3名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雪害対策連絡会議は、本庁舎3階都市建設部次長席前又は、2階危機管理室で行う。</li> <li>●雪害対策連絡会議は、都市建設部、消防本部、総合政策部、教育委員会等へ必要な情報を提供また集約し、各部の対応と体制を確認する。</li> </ul> <p>※各部で、それぞれ必要な雪害等の対応体制等の構築準備に入る。</p>
------------	---

- ・ 「大雪警報（40cm：12時間降雪深さ、12時間積雪の差）、暴風雪警報（陸上18m/s、雪による視程障害を伴う）」が発表された場合、また、「暴風雪等による異常降雪等の恐れがあると判断される場合」は雪害対策連絡会議体制をとり、気象状況や市内交通状況等の悪化に伴い地域防災計画での警戒本部体制、災害対策本部体制に移行する。

## ○警戒配備における各部対応

### ①気象情報の提供と分析（危機管理室）

室蘭气象台又は札幌管区气象台からの気象情報を遅滞なく迅速に関係各部へ配布する。今後の気象状況について气象台等と情報交換し、降雪量等の予想分析を確認する。  
※気象情報等については、雪害対策連絡会議構成部局以外の部署にも必要に応じ周知する。

### ②道路積雪状況パトロール体制の強化（都市建設部、消防本部）

道路積雪状況に応じた除雪体制の実施と市民通報等に対する対応窓口体制確立。危機管理室、都市建設部、消防本部、総合政策部等の雪害対策連絡会議各部及び北海道開発局、室蘭建設管理部苫小牧出張所との情報交換を相互に行うなど、交通障害の発生の危険性について把握し、都市建設部が中心となって対応を実施する。

### ③雪害対策対応出動体制（関係各部）

雪害対策連絡会議からの市内降雪状況や各部対応状況報告に基づき、各部出動対策に沿って各部長の指示により活動を開始する。

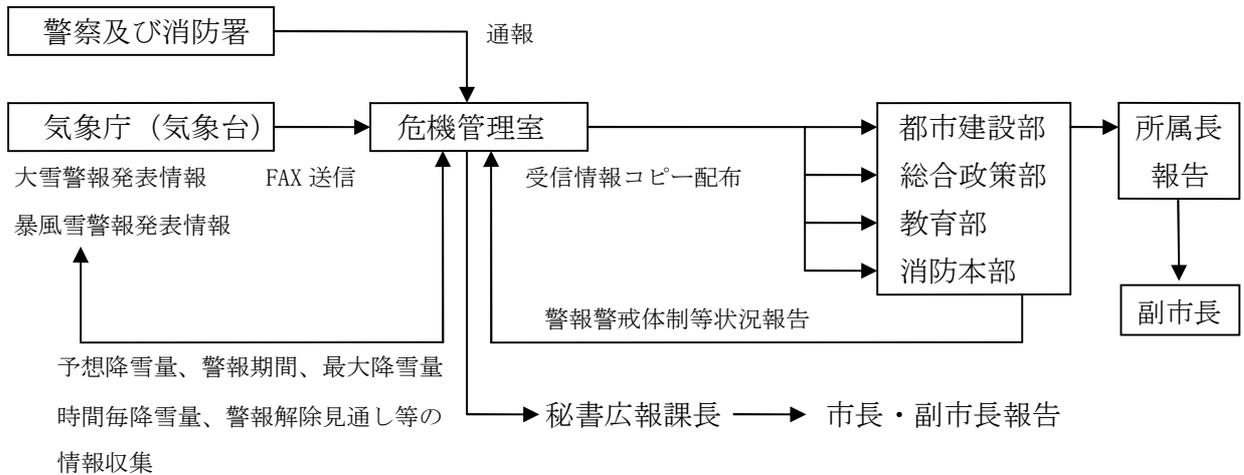
④雪害による被害者の救出要請、行方不明者の情報収集と捜索救出要請（危機管理室）

雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される場合や、被害者の救出、行方不明者の捜索等については、苫小牧警察署と情報交換等を行うとともに連携して対応する。

⑤理事者報告（危機管理室、都市建設部）

除雪状況については、都市建設部から所管部担当副市長に逐次状況報告を行う。（副市長との協議判断）

危機管理室からは、市の全体積雪状況、今後の降雪予報、各部対応状況について秘書広報課長を通じて市長・副市長に適時報告する。（対応は必要に応じて危機管理室長が判断する）



**（災害対策本部の設置基準）** 苫小牧市雪害対策本部の設置については、降雪等の状況により市長が判断するが、基本的には、過去の気象状況を勘案し、次の気象条件を超えた場合に関係職員を招集し、市長を本部長とする対策本部を設置する。

積雪量	12時間の降雪量	30センチ
風速	平均風速	18メートル
気象情報	大雪警報又は暴風雪警報の発表	

**【対策本部】**

(本部長) 市長	(副本部長) 副市長	(事務局) 市民生活部危機管理室
総合政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、環境衛生部長、福祉部長、健康こども部長、産業経済部長、都市建設部長、市立病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、港管理組合		

**(市民への広報活動)** ～ 雪害対策連絡会議設置以降の場合

大雪に関する気象情報や道路状況・交通機関運行状況等の市民への情報提供は、秘書広報課から報道機関（テレビ・ラジオ・新聞）等へ要請する。また、市のホームページを利用し危機管理室が秘書広報課と連携を図り、あらゆる手段を講じ市民へ情報提供し市民生活の不安解消に努める。

提供情報種類	情報提供者	情報集約担当部	広報依頼担当部
気象情報（気象台）	危機管理室	危機管理室	秘書広報課
除雪情報、道路情報	都市建設部		
道南バス運行情報	総合政策部		
通学情報（学校・幼稚園）	教育部		

**(除雪の優先順位情報)** 優先順位を含め除雪方法等は、除雪マニュアル等に基づいて都市建設部の判断によるが、異常降雪時の雪害対策連絡会議が招集されている場合は、除雪地区及び除雪優先順位情報については都市建設部総務課長及び道路維持課長から雪害対策連絡会議に報告し関係各部署で情報を共有する。

**【参考】**

(他の行政機関所管の道路除雪対応状況の把握)

- 1 国道（北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所管轄）
- 2 道道（室蘭建設管理部苫小牧出張所管轄）
- 3 臨港道路（苫小牧港管理組合管轄）
- 4 私道（市道認定を除く）

**添付資料**

- 資料1 危機管理情報報告書（担当部作成例）
- 資料2 危機管理情報報告書（危機管理室作成例）
- 資料3 理事者報告書（最終報告作成例）
- 資料4 苫小牧市政記者クラブ 電話連絡系統図（秘書広報課）
- 資料5 雪害対策体制（まちづくり推進課）
- 資料6 総務部除雪体制について（総務部総務課）
- 資料7 除雪作業マニュアル・除雪時連絡系統図（道路維持課）
- 資料8 気象災害（台風、暴風雪等）への対応（総務企画課）